第 6 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

場 所 津市白山庁舎 2階 205会議室

出席部会委員 25伊藤 武則・27大井 一司・28鈴木 照正・29田口 慶則

30諸戸 善昭・31上川 洋文・32田中 竹次・33守山 孝之

35池田 昌司・36井谷 功・37岸野 隆夫・38中川 和雄

39藤田 武・40結城 晉三・42片岡 眞郁・47中谷 秀也

以上16名

欠 席 部 会 委 員 26稲葉 和久

出席部会員外委員 34浅井 競

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 奥野事務局長・鈴村事務局次長・大原主査

総 合 支 所 久居:加賀担当副主幹 一志:片山担当主幹 白山:前田担当副主幹

美杉:前山主査

議事録署名者 27大井 一司·36井谷 功

事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・所有権移転)

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・賃貸借)

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(農業委員会許可・使用貸借)

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定 について <別冊>

議 長 第6回第2農地部会を開きます。

本日、稲葉委員が欠席ですので、よろしくお願いします。

議事録署名委員に指名させていただきます。27番 大井委員・36番 井 谷委員、ご両人よろしくお願いします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきまして、事務局から一括して報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

番号1から3で、合計で件数は3件、面積は5,648㎡で、その内訳で田が5,271㎡、畑が377㎡でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。

2ページから5ページをお願いいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。

番号1から7で、5ページになりますが、合計で件数は7件、面積は26,820㎡で、その内訳は田が21,320㎡、畑が5,500㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

6ページをお願いいたします。

報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

番号1、番号2は、一般個人住宅用地。番号3は、倉庫用地。番号4は、共同住宅及び駐車場用地、件数はこの4件で、面積は922.52㎡、このうち田が53.52㎡、畑が869㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 時効取得による所有権の移転についてでございます。

番号1、権利者 ____、申請地面積、田で350㎡、取得年月日が平成17年2月2日でございます。

権利者は、当該土地を20年以上にわたり管理しておりまして、取得時効が完成しております。

件数はこの1件でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)を議題とします。事務局、報告願います。

事務局	それでは、8ページをお願いいたします。
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許
	可・所有権移転)でございます。
	番号1、地区 久居、受人、面積 18,965 m²、渡人、
	面積 3,484㎡、申請地 戸木町北興、台帳地目・現況地目とも
	田で、面積 63㎡です。
	これにつきましては、受人は、耕作が不便である渡人から申請地を譲り受け
	営農を拡大するものです。
	番号2、地区 川口、受人、面積 1,017㎡、渡人、
	面積 6,787㎡、申請地 一志町井生山脇、台帳地目・現況地目
	とも田で、面積 3,087㎡外4筆で、合計面積 6,379㎡です。
	これにつきましては、受人は、遠方のため耕作が不便であります渡人から申
	請地を譲り受け営農を拡大するものです。 ※日2、地区、七二、至人
	番号3、地区 大三、受人、面積 23,019㎡、渡人、 面積 6,577㎡、申請地 白山町岡谷ノ垣内、台帳地目・現況地
	国領 0,377m、中間地 日田町岡石ノ垣内、日帳地日・現代地 目とも田で、面積 1,641m ² 外1筆で、合計面積 2,018m ² 。
	これにつきましては、受人は、安定した経営を続けるため、借入地の所有権
	を渡入から取得するものです。
	番号4、地区 大三、受人、面積4,559 m² 渡人、
	面積 1,603 m²、申請地 白山町岡口堂谷、台帳地目・現況地目
	とも田で、面積 624㎡外1筆で、合計面積 1,603㎡。
	これにつきましては、受人は、自作地に近く耕作に便利であることから、労
	力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受けるものです。
	以上、件数は4件で、合計面積は10,063㎡、この内訳は田が
	9, 686㎡、畑が377㎡でございます。
	いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、
	地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要
	件の全てを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
举 目	た
哉 文	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見 をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
	をお向v・したv・と心v・より。 1 笛、わ願v・しより。
大井委員	27番、大井です。番号1は、15日の午前中に地区委員と現地確認に行っ
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	てまいりました。
	場所は久居の戸木町にあります、のちょうど北側、裏側のところで、
	小さい区画がたくさんあり、耕作放棄されたところもあります。今回、この譲
	り受けられるの作業小屋と、育苗ハウスのある前でして、特に問題は
	ないと思いますので、よろしくお願いします。
議 長	ありがとうございます。 2番、お願いします。
洲田禾昌	35番、池田です。番号2は、15日に地元委員と事務局で現地を確認しま
他田安貝	35番、他田です。番号2は、15日に地元安員と事務局で現地を確認しました。場所は、久居美杉線を一志町方面を向いて行きますと、ちょうど の
	した。場所は、久居美杉麻を一心可力面を向いて行きますと、ちょうと <u></u> の 手前ぐらいに がございまして、それを越えて、旧道との間ぐらいにあ

	ります。 それから、大廣というところは、を越えて、左にへ入っていく集落にございます。もう1カ所は久居美杉線を走りますと、がございます。道の北側でございます。農業については、倉庫も持って、全部やってみえますので、事務局の説明どおり何も問題がないかと思いますので、よろしくお願いします。
議長	ありがとうございます。3、4とお願いします。
井谷委員	36番、井谷です。場所は、番号3番は国道165号沿いに、
議長	ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意 見をお伺いしたいと思います。いかがですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 局	それでは、9ページをお願いいたします。 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)でございます。 番号1、地区 久居、申請者、申請地 久居明神町藤山、 台帳地目・現況地目とも畑で、面積 353㎡です。 これにつきましては、申請地を駐車場及び資材置場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 川合、申請者、申請地 一志町八太鮫、 台帳地目・現況地目とも田で、面積 102㎡。 これにつきましては、申請地を自家用車など3台分の駐車場用地とするものです。 農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 高岡、申請者、申請地 一志町高野下、 台帳地目 畑 現況地目 字地 面積 307㎡

	これにつきましては、平成5年ごろ、甲請地に農業用倉庫を建築されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区
	分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 川口、申請者 亡き相続人、申請地 白山
	町川口大廣、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 305㎡。
	これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル 設置面積は、90.18㎡で、土地が不整形でありますことから転用面積の
	30%の利用率ということになります。農地区分は、第2種農地と判断され
	ます。 以上、件数は4件、合計面積は1,067㎡、この内訳としまして、田が
	102㎡、畑が965㎡でございます。
	いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
	以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。
鈴木委員	28番、鈴木です。番号1は、15日に地元委員と事務局で現地確認に行ってまいりました。場所はがあります。それの道を挟んで真東側です。そして、北側は以前 になっていまして、現在はソーラー発電が設置してありました。その南側で、場所は、本人さんは愛知県ということですけど、土日にはこちらへ帰ってみえて、その近くに畑もありますし、自宅もありますので、そこで農業をやって、そして機械とかを置く場所がないので、ここへ資材倉庫を建てたいということです。詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	ありがとうございます。2番、お願いします。
田中委員	32番、田中です。番号2は、15日に委員3名と事務局2名で現地確認を行いました。場所は、川合高岡駅の東側、の西側300mのところでございます。細部につきましては、事務局説明のとおりですので、ひとつよろしくお願いします。
	番号3番の高岡ですが、これにつきましても15日、委員3名と事務局2名で現地確認を行いました。場所につきましては、高野地区という地区の一番東側にというお寺があります。その50mほど東に行ったところが現地でございます。内容については、事務局説明どおりですので、ひとつよろしくご審議をお願いしたいと思います。
議長	4番、お願いします。
池田委員	35番、池田です。番号4は、場所的には、先ほど言いましたの入り口のところから左へ入って500mぐらい入ったところで、ちょうど集落の真ん中ぐらいです。右側には、が見えるところでございます。ちょうど集落の真ん中ぐらいで、道の下というところに位置している場所でございまして、問題は何もないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議	長	ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご 意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。
部会委員	員	<一同 意見なし>
議	長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	員	<一同 異議なし>
議 :	長	異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することと決定したいと思います。 続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)を議題とします。事務局、説明願います。
事 務 /	局	10ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)でございます。 番号1、地区 久居、受人、渡人、申請地 久居明神町狭見山、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 242㎡です。これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、分家の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号2、地区 榊原、受人、渡人、申請地 榊原町垣 1,050.39㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅、駐車場及び進入路用地とするものです。 たりますが、獣害で苦慮していたところ、受人から、帰郷して2世帯住宅を建てたいとの要望があったということで、この度の申請を行うこととなったという理由書が提出されております。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号3、地区 榊原、受人、渡人、申請地 榊原町上 / 垣内、台帳地目 田、現況地目 畑、面積 370㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場及び物置用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号4、地区 川合、受人 株式会社、大表取締役、、後人、大数二、、台帳地目・現況地目とも田で、面積 634㎡外2筆で、合計面積 2,480㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、9区画の建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号5、地区 川合、受人、渡人、申請地 一志町八大数、台帳地目・現況地目とも田で、面積 39㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、自家用車の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。 番号6、地区 川合、受人 有限会社、代表取締役、、渡人

	、申請地 一志町小山鳥居ノ本、台帳地目・現況地目とも畑
	で、面積 40 m ² 外1筆で、合計面積 234 m ² 。
	これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用
	地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。
	番号7、地区 倭、受人、渡人、申請地 白山町南出
	東兵司、台帳地目・現況地目とも畑で、面積 773 m ² 。
	これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設
	用地とするものです。パネル設置面積は194㎡。山林に接する日陰部分を避りる。
	けるため、転用面積の25%の利用率という状況です。農地区分は、第2種農
	地と判断されます。
	以上、件数は7件で、合計面積は5,188.39㎡、この内訳は、田が
	2,889㎡、畑が1,589㎡、その他、これは台帳地目が宅地や山林と
	なっている農地ですが、これが710.39㎡でございます。
	いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。
	計可要件の主くを個だしていると考えます。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	以上で売りて於わりより。 こ番哦のはこよりしてお願いいたしより。
議長	ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち合っていただ
,,,,	きました地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。
田口委員	29番、田口です。番号1は、15日に地元委員5名と事務局と現地確認し
	てまいりました。詳細は事務局の説明どおりです。
	場所はから北へ約1km、から南へ800mぐらいのとこ
	ろです。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。
举 目	ありがとうございます。番号2、番号3とお願いします。
議 長	めりがとりこさいまり。留方と、留方さとや願いしまり。
伊藤委員	25番、伊藤です。番号2からお願いします。15日に委員5名と事務局2
V 734 201	名で、それと午後から守山会長を初め、本庁から来ていただきまして、現地確
	認行いました。
	場所は、から白山方面へ向かうこと2kmぐらい行きますと、
	 がありまして、その横に市道がありまして、その東側でございます。
	<u>事務</u> 局の説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。
	番号3は、これも地元委員と事務局で現地確認をしていただきました。場所
	としましては、これもから奥へ入ること、2kmぐらい行きまして、
	一ノ坂地区の中になります。事務局の説明どおり何ら問題はないと思いますの
	で、よろしくご審議ください。
-3.6 H	
議 長	ありがとうございます。では、番号4、番号5、番号6、お願いします。
田中委員	32番、田中です。番号4につきましても、15日、会長以下地元委員と、
山十安貝	32番、田中で9。番号4につさましても、13日、云衣以下地元安貝と、 事務局で確認をいたしました。
	場所につきましては、の東、の西になりますが、この場所
	で、前回8月に の案件がありました。その端でございます。細部の内
	で、前回の方に <u>・・・・</u> の業件がありました。その端でことでより。神間の行 容につきましては、事務局説明どおりですので、よろしくお願いしたいと思い
	ます。
	5 / 0

番号5につきましては、4番と同じところでございまして、これについては 地元委員と事務局で現地を確認いたしました。細部につきましては事務局説明 どおりですので、よろしくお願いしたいと思います。

番号6は地元委員と事務局で現地確認をいたしました。一志嬉野線の ______があるんですが、この北西側の場所でございます。12月もこの渡人 の関係で、許可もいただいておりますので、よろしくお願いしたいと思います。 細部については事務局説明どおりですので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。7番お願いします。

井谷委員 36番、井谷です。番号7は、15日に地元委員と事務局で現場を見てきま した。

場所は国道165号をずっと大三から上っていただくと、_____があるんですが、____の手前のカーブのところに____があるんですが、その東側の道をちょっと細いんですけど、左へ入っていただきますと、南出という地区に入ります。その集落の端のほうですが、場所的には家のあった東側で、山林という報告がありました。

畑ということで、非常に道が狭くて入りにくいところで、形も相当悪いです。 面積的には広いですが、先ほど報告ありましたように、パネルの設置面積割合 が低いということで、現況は高低差がありますが、整地はせず、そのままに張 るということであります。

パネル設置面積が少ないと心配だということはありましたが、この譲受人については、許可いただいたら、早速に工事をするというお話を伺ってきました。 詳細は事務局の報告どおりでありますので、ひとつご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。ただいま地元委員より説明をいただきましたが、皆 さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようなのでお諮りします。ただいま審議をいただきま した議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、許可することと決定 したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・賃貸借権)を議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは、11ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員 会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区 久居、借人 有限会社______代表取締役 _____、貸人 1名、申請地 戸木町高川原____、台帳地目・現況地目とも畑で、

面積 366 m²外2筆で、合計面積が10,329 m²です。

これにつきましては、借人は、貸人と1年間の賃貸借契約を締結し、申請地を砂利採取用地及び資材置場用地として一時転用するものです。農地区分は、農業振興地域の農用地区域内になります。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち会って いただきました地元委員のご意見をお伺いします。

大井委員 27番、大井です。15日に、午前中は地元委員、午後は本庁の方、それと会長、部会長にも現地確認していただきました。場所は久居から高岡のほうを向いて下って、小戸木橋の手前に、高速道路の向こう側に_____がありますけど、その____のちょうど西側に当たるところで、一昨年までも____が資材置場として一時転用して使ってました。

それで、この一番広い8反分ぐらいですかね。ここは、以前は_____が杉 や桧の苗木を作っていたところで、周りの水田よりは2mぐらい高くなったところです。

今回の許可申請は、三重県へ認可も提出し、書類も全部出てますので、特に 問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方 のご意見をお聞きしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については、許可することと決定 したいと思います。

> 続きまして議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (農業委員会許可・使用貸借)を議題とします。事務局説明願います。

事 務 局 12ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可・使用貸借)でございます。

番号1、地区 榊原、借人 ____、貸人 ___、申請地 榊原町前 興 ___、台帳地目・現況地目とも畑で、面積112㎡ 外1筆で、合計面 積 237㎡です。

これにつきましては、借人は申請地に20年間の使用貸借権を設定し、太陽 光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は160.23㎡、転用面積 の67%に当たります。農地区分は、第2種農地と判断されます。 件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明ございましたが、現地立ち合ってい ただきました地元委員のご意見をお伺いします。

伊藤委員 25番、伊藤です。番号1は、25日に地元委員と事務局で現地確認を行い ました。

場所は、 から白山方面へ向かうこと2kmぐらい行きますと、

_____があります。その隣の市道を上ること、2kmぐらい行きますと現地です。事務局の説明どおり何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議ください。

議 長 はい、ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん 方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは、異議なしと認め、議案第5号については、許可することと決定し たいと思います。

続きまして、議案第6号 非農地証明願を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 13ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

この番号1の1件ですけども、先日取り下げが申請されております。今回のご審議からは申しわけありませんけど、抹消のほうをお願いしたいと思います。 以上です。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。議案第6号は抹消ということでよろしくお願いします。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第7号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積 計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画のほうをごらんいただきますようにお願いします。

表紙の次のページで、地区別の集計表のほうをごらんいただきますようお願いします。地区別に、下の合計欄のところで説明をさせていただきます。

まず久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で

22, 442㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5, 651.96㎡、契約件数は 15件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転で40、441㎡、畑の

使用貸借で1,977㎡、契約件数は44件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で6,075㎡、契約件数は4件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借で343㎡、契約件数は1件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせまして 69,301㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせまして

7,628.96㎡で、合計契約件数は64件、合計面積は76,929.96㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積につきましては、久居地区が3件、一志地区が21件、白山地区が1件、美杉地区1件、合計で26件、合計面積で46、903㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、皆さん方のご意 見がありましたらお聞きしたいんですが。よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については適正であると認め、市 長に進達することといたします。

以上で、本部会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。

午後2時28分

上記は、第6回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年6月19日

議	長	
議事録署	名者	
F-22 7 7 7 7 1		
議事録署	名者	
的争为一	. П . П	-